

○国土交通省告示第四百四十号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されるので、法第三十三条の規定に基づきその旨をあわせて告示する。

平成二十七年三月二十七日

国土交通大臣 太田 昭宏

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道10号改築工事（都城道路・宮崎県都城市乙房町地内から同市平塚町地内まで）及びこれに伴う市道付替工事

第3 起業地

- 1 収用の部分 宮崎県都城市乙房町、志比田町、横市町、南横市町、蓑原町及び平塚町地内
- 2 使用の部分 宮崎県都城市志比田町、横市町、南横市町、蓑原町及び平塚町地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、都城市高木町地内の都城インターチェンジから同市五十町地内の五十町インターチェンジまでの延長13.4kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道10号改築工事（都城道路）及びこれに伴う市道付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道10号改築工事（都城道路）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される市道の従来機能を維持するための付替工事は、同条第4号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

起業者である国土交通大臣は、既に本件事業を開始していること、一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は同法第13条第1項の指定区間に該当することなどの理由から、起業者は、本件事業を遂

行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道10号（以下「本路線」という。）は、北九州市を起点とし、大分市、宮崎市、都城市等を経由して鹿児島市に至る延長約553kmの主要幹線道路であり、一般国道10号（都城道路）は、都城市と志布志市とを結ぶ延長約40kmの自動車専用道路として計画された都城志布志道路の一区間である。

本路線が通過する都城市は、県内では宮崎市に次ぐ人口を有する拠点都市であるとともに、豚、肉牛、ブロイラー等の畜産業が盛んであり、主に、本路線を介して、陸上輸送により県内外へ出荷されている。

本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、一般国道221号、一般国道222号及び一般国道269号並びに県道都城霧島公園線、県道御池都城線等の幹線道路と接続していることから、物流等による通過交通と地域住民による地域内交通に広く利用されている。また、現道及び県道都城霧島公園線は、宮崎県により、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）に基づく「緊急輸送道路」に位置づけられている。

しかしながら、現道は自然災害による通行止めが行われていること、また、県道都城霧島公園線は物流等による通過交通と地域住民による地域内交通とがふくそうし、交通混雑が発生していることから、これらの道路は幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

平成26年10月に起業者が実施した交通量調査によると、県道都城霧島公園線の自動車交通量は都城市鷹尾3丁目4-24地点で14,302台/日であり、混雑度は1.51となっている。

本件事業の完成により、都城市の市街地を迂回する新たな自動車専用道路が整備され、供用済みである都城志布志道路等と一体となって都城市街地の通過交通を分担することなどから、物流の効率化等及び県道都城霧島公園線における交通混雑の緩和が図られるとともに、現道の機能を補完・代替することにより、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、都市計画手続において、都市計画決定権者である宮崎県知事が、「環境影響評価の実施について」（昭和59年8月閣議決定）等に基づき、平成11年5月に環境影響評価を実施しており、その結果によ

ると、いずれの評価項目においても環境基準等を満足すると評価されている。また、計画交通量の見直し及び環境影響評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が平成27年1月に、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に準じて任意で環境影響評価の照査を実施したところ、大気質等については環境基準等を満足するとされており、騒音については環境基準を超える値が見られるものの、遮音壁の設置により環境基準を満足するとされていることから、起業者は本件事業の施行に当たり、当該措置を講ずることとしている。

また、同評価等によると、本件事業の施工区域内及びその周辺の土地において、動物については絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）による国内希少野生動植物種であるハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠB類として掲載されているツマグロキチョウ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているコアジサシ、タマシギ及びセイタカシギその他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、植物については環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているハナガガシ、準絶滅危惧として掲載されているカワヂシャ、イトトリゲモ及びエビネその他これらの分類に該当しない重要な種が確認されている。これらについて、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、周辺には同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響は軽微であるとされている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合には、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

本件事業の施工区域内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が13箇所存在するが、このうち8箇所については既に発掘調査が完了しており、記録保存を含む適切な措置が講じられている。起業者は、今後、残る5箇所についても宮崎県教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、供用済みである都城志布志道路等と一体となって都城市街地の通過交通を分担することなどを主な目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第1種第3級の規格に基づき、都城市街地を迂回する4車線の自動車専用道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、平成11年6月10日に都市計画決定され平成23年1月20日に変更決定された都市計画と、のり面等を除き基本的内容について整合しているものである。

さらに、本体事業の施行に伴う市道の付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道はこれまで自然災害による通行止めが行われているなど、現道の機能を補完・代替する措置を講ずる必要があり、また、県道都城霧島公園線の交通混雑の緩和を図る必要があることから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、都城市長を会長とする都城志布志道路建設促進協議会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 宮崎県都城市役所

第6 収用又は使用の手続が保留される起業地 宮崎県都城市乙房町、志比田町、横市町及び南横市町地内